## 障害者の雇用の是正を求める意見書

8月28日、厚生労働省は、国の行政機関における昨年6月1日時点の障害者雇用数に 算入すべきでない3,460人が含まれており、職員全体に占める障害者の割合は法定雇 用率である2.3%を大きく下回る1.19%となり、33機関のうち8割を超える27 機関で合計3、396人が法定雇用率の達成に不足していたことを発表した。

また、同様の問題が自治体にもあることが判明し、都道府県では37府県に不適正な算 入があることが確認されている。

これらは、障害者の雇用の促進等に関する法律の目的である障害者の職業の安定を図ることに反するものであり、民間事業者が障害者の雇用拡大のため働き方改革や仕事作りに取り組んできた一方で、国の行政機関や自治体は取り組んでこなかったと受け取られてもやむを得ないものであるとともに、国及び自治体は障害者の働く機会が失われたという事実を重く受け止めなければならない。

よって、国におかれては、ハンディキャップを乗り越え、持てる能力を行政の場で発揮 したいと願う障害者の雇用の是正を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられる よう強く要望するものである。

- 1 障害者雇用数の不適正な算入の実態を把握し、原因を究明すること。
- 2 国の行政機関及び自治体において現に働いている者の雇用を維持しながら、法定雇 用率達成に向けて取り組むこと。
- 3 国の行政機関及び自治体における障害者雇用の実態を調査する仕組みがない現行制 度を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣 宛て総務大臣厚生労働大臣

## 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書

本市の下水道は、高度経済成長期の飛躍的な産業規模の拡大や、宅地開発等による人口増加に合わせ、急速な普及拡大を行ったことから、今後、耐用年数を経過した老朽化施設の急増が見込まれるとともに、管きょ、処理場、ポンプ場の耐震化を推進していることから、計画的な下水道施設の改築が必要とされている。

こうした中、平成29年度の財政制度等審議会において、汚水処理に係る下水道施設の 改築については、国庫補助を見直し、受益者負担の観点から下水道使用料で賄うべきとの 考え方が取りまとめられた。

しかしながら、下水道は、汚水を収集・処理することによって、地域の公衆衛生を向上させるとともに公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であり、地方財政法では、下水道事業は国が義務的に支出する負担金の対象とされている。

さらに、下水道法では、下水道施設の設置のみならず改築に要する費用も国庫補助の対象とされ、水質汚濁防止法では、国は地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な財政上の援助に努めることが明示されているものである。

本市では、平成29年度に上下水道ビジョンを策定し、持続可能な経営基盤の確保に向けて取り組んでいるところであるが、下水道施設を計画的に改築していくためには、国の財政的支援が不可欠である。

よって、国におかれては、安全で安心な市民生活と安定した社会経済活動を維持するため、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣 宛て総務大臣財務大臣財務大臣国土交通大臣

## 意見書案第14号

水道法の一部を改正する法律案の撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年10月9日

川崎市議会議長 松 原 成 文 様

提出者	川崎市議会議員	市	古	映	美
	II	勝	又	光	江
	II	宗	田	裕	之
	<i>II</i>	石	田	和	子
	<i>II</i>	斉	藤	隆	司
	II	石	Ш	建	二
	II.	井	П	真	美
	II	大	庭	裕	子
	"	渡	辺		学

片 柳

進

## 水道法の一部を改正する法律案の撤回を求める意見書

平成30年3月、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図ることを目的として、水道法の一部を改正する法律案が国会に提出され、衆議院で可決後、現在は参議院で継続審査となっているところであるが、この法案の内実は、水道事業の広域化と民営化を促進するものである。

法案は、国が広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定め、都道府県がこの基本方針に基づいて、関係市町村などの同意を得て水道基盤強化計画を定めることや、関係市町村などを構成員とする広域的連携等推進協議会を設けることができることとしているが、これは国が主導して県単位に水道事業を広域化する仕組みに他ならない。水道事業は、それぞれの市町村が地形や産業に合わせて独自に作り上げてきており、水道の基盤強化を名目として広域化を推し進めることは、その地域に合った合理的な水道の仕組みを壊し、無駄な長距離の導水、送配水を招くことになる。

また、水は人の生存に必要不可欠であり、採算性が低くとも供給し続けなければならないことから水道事業者は原則として市町村に限られてきたところ、法案は、官民連携の推進のため、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組み、いわゆる民営化を導入できることとしている。

民間事業者が収益事業として展開する国も多くあるが、収益性の乏しい水道事業で利益を上げようとすれば、料金が値上げされたり、コストカットで十分な施設整備ができなくなることは容易に想像でき、近年、パリ市を始め、料金の高騰や水質の悪化を理由に再公営化が広がっており、他国から学ぶべき教訓は民営化の導入はしてはならないということである。

よって、国におかれては、将来にわたって安全・安心・安定的な水の供給が行われるため、水道法の一部を改正する法律案を撤回されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣 宛て総務大臣厚生労働大臣